

請求の内容(補正後の請求書原文のまま掲載。ただし、事実証明書の添付は省略。)

1. 請求の要旨

(1) 誰が、いつ、どのような財務会計上の行為(怠る事実を含む)を行ったのか

対象者

帯広市教育委員会 生涯学習部 スポーツ課 職員

〇〇 〇〇

および同課の管理監督者(課長) 〇〇 〇〇

行為の内容

1. 公有財産(学校体育館)の不当な管理行為

帯広市が管理する学校体育館(行政財産)について、合理的かつ客観的な基準を示さないまま、特定の団体に対して週5回という過度に固定的な利用を認める一方、他の団体については週2回に制限するなど、著しく不均衡な利用割り当てを行っている。

このような運用は、公有財産の公平かつ効率的な利用を確保すべき管理義務を逸脱したものである。

(資料: 体育館利用割り当て表の写し)

2. 根拠のない利用制限による不当な財産管理

上記の不均衡な割り当てを正当化するため、「団体間の貸し借りは禁止されている」と説明しているが、当該内容は帯広市の関係規則・要綱等に明記されたものではなく、根拠を欠く説明である。

実在しない制限を根拠として公有財産の利用を制限することは、財産管理権限の逸脱に当たる。

(資料: 当該説明が記載されたメールの写し)

3. 財産管理に関する監督義務の懈怠(怠る事実)

請求人が、公有財産の管理状況および利用基準について文書で説明を求めたにもかかわらず、正当な理由を示すことなく回答を行っていない。

これは、学校体育館という行政財産の管理状況を明らかにし、適正な管理を確保すべき所管課としての監督・説明義務を怠っている状態である。

(資料: 文書照会および回答拒否に関するメールの写し)

(2) その行為が違法または不当である理由

1. 地方自治法の趣旨に反する財産管理

地方自治法第2条第14項は、地方公共団体がその事務を処理するに当たり、住民の福祉の増進および公正な行政運営を求めている。

特定団体に利用を固定化させ、他の住民・団体の利用機会を不当に制限する運用は、公有財産の公平利用という原則に反し、不当な財産管理に該当する。

2. 裁量権の逸脱・濫用

公に定められた規則や基準に基づかず、存在しない制限を理由に利用を制約する行為は、行政に認められた裁量の範囲を逸脱するものであり、違法または著しく不当な財産管理行為である。

(3) その結果、帯広市に生じている損害

1. 公有財産の有効活用を阻害することによる損害

学校体育館という行政財産が、特定団体によって固定的に占有される状態が継続することにより、市が本来確保すべき公平な利用機会が失われている。

これは、公有財産の有効かつ効率的な活用を妨げ、市民全体の利益を損なうものである。

2. 施設使用料収入等に関する機会損失

公平な利用調整が行われないことにより、本来見込まれるべき施設使用料収入や、市民利用の拡大による公共的価値の増進が阻害されており、結果として市に財産的損害が生じている。

3. 委託・管理体制に対する監督不全による継続的損害

管理委託先および関係事業者の対応に差異が生じているにもかかわらず、所管課による適切な監督・是正が行われていないことは、委託契約に基づく公有財産管理の適正性を損ない、市に継続的な損害を発生させている。

(4) 請求する措置の内容

1. 是正措置

学校体育館の利用割り当てについて、特定団体に固定化された現行の運用を見直し、合理的かつ公平な基準に基づく再割り当てを行うこと。

2. 改善措置

公有財産である学校体育館の利用条件・運用ルールについて、根拠のない制限を排除し、文書により明確かつ透明な形で公表すること。

3. 監督体制の是正

学校体育館の管理および委託事業者に対する監督体制を点検し、所管課としての財産管理責任が適切に果たされるよう、必要な是正措置を講じること。

(5) 財務会計上の行為から1年経過後に請求する場合の正当な理由
(本件は1年以内の事案であるため、記載を要しない。)